

始良市新学校給食センター整備アドバイザー業務委託仕様書

本仕様書は、始良市（以下「本市」という。）が発注する「始良市新学校給食センター整備アドバイザー業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の名称

始良市新学校給食センター整備アドバイザー業務委託

2 業務目的

本業務は、本市が令和9年9月から運営を予定している新学校給食センターをPFI手法により整備・運営するにあたり、実施方針の策定から事業者との契約の締結までに至る一連の業務について、必要となる金融、法務及び技術面などの支援並びに調査・検討並びに資料作成等の支援を行う。

3 履行場所

保健体育課

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

5 業務着手に係る提出書類

本業務の受託者は、契約締結後7日以内に以下の書類を提出し、本市の承認を受けなければならない。また、これらに変更があった場合についても同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者・担当技術者届出書

6 業務内容

- (1) 実施方針等の作成・公表及びこれらに付随する業務支援
 - ア 実施方針（案）の作成
 - イ 要求水準書（案）の作成
 - ウ 実施方針等の公表
 - ア 実施方針等に関する説明会の開催
 - イ 実施方針等に関する質問回答作成
 - ウ 実施方針（案）の修正及び実施方針の作成
- (2) 特定事業の評価・選定及びこれらに付随する業務支援
 - ア 前提条件の整理
 - イ PSCの算定
 - ウ PFILCCの算定
 - エ VFMの算定・評価

- オ 特定事業公表に係る資料の作成
- (3) 民間事業者の募集、評価・選定及びこれらに付随する業務支援
 - ア 予定価格の算定
 - イ 要求水準書の作成
 - ウ 入札説明書の作成
 - エ 様式集の作成
 - オ 落札者決定基準の作成
 - カ 基本協定書（案）の作成
 - キ 事業契約書（案）の作成
 - ク 質問回答書の作成
 - ケ 説明会の開催支援
 - コ 提案書の審査支援
 - サ 事業者選定委員会の設立補助
 - シ 事業者選定委員会の運営
 - ス 審査結果の公表
- (4) 契約の締結及びこれらに付随する業務支援
 - ア 事業契約に係る交渉
 - イ 事業契約締結後の公表文書の作成
 - ウ VFM の再検証
- (5) 事業開始後に係るモニタリングの検討及びこれらに付随する業務支援
 - ア 設計・建設モニタリングの検討
 - イ 維持管理モニタリングの検討
 - ウ 運営モニタリングの検討
- (6) 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて行うものとする。また、その打合せ及びその他の会議等については記録を残すものとし、市の確認を得ること。

7 検査及び引渡し

本業務の受託者は、令和5年度及び令和6年度の業務を終了したときは、遅滞なく、委託業務終了届を提出し、本市の検査を受けなければならない。受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく目的物を引渡すものとし、業務委託料の支払を書面により請求する。市は書面を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払う。

8 成果品の内容・部数

成果品として、以下のものを提出する。

- (1) 業務報告書 原稿1部
- (2) 公表資料集 原稿1部
- (3) 業務完了までの会議録 一式
- (4) 上記成果品の電子データ1式

成果品等は、データを次に掲げる形式で電子媒体に保存し、提出すること。また、製本可能な状態の体裁をPDF形式に整理・変換したファイルも合わせて提出すること。

- ア 文書、表及びグラフ
Microsoft Office Word、Excel及びPower Point形式
- イ 写真

- Jpeg形式
- ウ 図面
 - Jww形式、DXF形式、SFC形式
- エ イラスト等画像
 - EPS形式、Ai形式
- (5) 電子媒体
 - CD-R又はDVD-R

9 提出書類及び成果品等についての共通事項

- (1) 受託者は、当該業務に係る成果品や資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に委託者に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受託者は、著作権法第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受託者は、委託者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は、契約期間満了後であっても、納入した成果物に遺漏等が発見された場合は、全て受託者の責任において速やかに訂正等を行うものとする。